

株 主 各 位

第87回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第87期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

- 事業報告
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な営業所及び工場」
 - 「使用人の状況」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「連結計算書類に係る会計監査報告」
 - 「計算書類に係る会計監査報告」
 - 「監査役会の監査報告」

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

書面交付請求をいただいていない株主様には、招集ご通知、株主総会参考書類、当事業年度の事業の概況、連結貸借対照表及び連結損益計算書をお送りいたします。

新田ゼラチン株式会社

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	主要営業品目 (主要用途)
コラーゲン事業	ゼラチン (製菓用、総菜用、カプセル用、医療素材用、写真用ほか) コラーゲンペプチド (美容用・健康食品用ほか) コラーゲン (医療素材用ほか) 食用ゲル化剤・安定剤 (デザートゼリー用、総菜用、飲料用ほか)

主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当社の主要な営業所及び工場は次のとおりです。なお、当社の主要な子会社につきましては「1. 企業集団の現況 (7) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

本店 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
営業所 大阪支店 (大阪市浪速区)、東京支店 (東京都中央区)
工場 大阪工場 (大阪府八尾市)

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
851名	9名減

(注) 1. 使用人数には当社グループから当社グループ外への出向者は除いております。
2. 上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で96名おります。
3. 当社グループはコラーゲン事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	4名増	42.7歳	14.3年

(注) 1. 使用人数には当社から子会社等への出向者は除いております。
2. 上記のほか、嘱託・パートタイマー等が期中平均で85名おります。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,420百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,373,974株 (自己株式 160,888株を含む)
- (3) 株主数 18,319名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
アイビーピー株式会社	3,500,116株	19.22%
ニッタ株式会社	840,014	4.61
新田ゼラチン取引先持株会	520,100	2.86
株式会社三井住友銀行	465,286	2.55
株式会社三菱UFJ銀行	459,074	2.52
新田浩士	404,474	2.22
新田ゼラチン従業員持株会	397,200	2.18
石塚産業株式会社	390,914	2.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	336,375	1.85
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	264,422	1.45

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (160,888株) を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第82回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、当社は、2025年7月17日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、取締役4名（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬として、2025年8月1日付で自己株式13,900株を割り当てております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について確認し検討した結果、適切なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結されておられません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視野に基づく事業展開を考慮し、内部留保の充実により企業体質の強化を図りつつ、株主の皆様へ利益還元を行うことが重要と考えております。

配当金につきましては、株主資本配当率（Dividend on equity ratio、以下、DOEという。）1.5%以上の配当に努めることを株主還元の基本方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会を決定機関とし、毎事業年度において2回の配当を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、すでに2025年12月5日に実施済みの中間配当金1株当たり12円とあわせまして、当事業年度の年間配当金は1株当たり30円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製品開発体制を強化し、さらにはグローバル展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行並びに株主の皆様への利益還元を行うべく、適宜検討してまいります。

なお、2025年3月期を初年度とする中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、その最終年度において、DOEを2.0%以上に引き上げることを目指してはいたしましたが、当事業年度において既に超過しており、2027年3月期においては3.0%まで引き上げることを目指してまいります。今後は2033年3月期に4.0%とすることを目指してまいります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を事務局とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
 - ② 「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。
 - ③ コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
 - ④ 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、外部機関を窓口とする「公益通報制度」を整備する。
 - ⑤ 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用状況について、内部監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理する。
 - ② 内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内部監査を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。
 - ② 「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
 - ③ 各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
 - ④ 重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。
 - ⑤ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ② 経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
 - ③ 取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、代表取締役社長を議長とし原則毎月2回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

- ④ 全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績管理を行っており、「執行役員会」において、達成状況の報告、評価を行う。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
 - ② 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度によるグループ会社経営の管理を行う。
 - ③ 監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が監査役職務を補助する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を求めた場合、取締役会は人選等について監査役と協議の上、監査役補助者を配置する。
 - ② 監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役と事前に協議する。
 - ③ 監査役補助者は、その補助者としての職務に係る事項については、取締役及び他の使用人等の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。
 - ② 監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ③ 監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。
 - ④ 監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。
- (9) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役職務執行のための環境整備に努める。
 - ② 監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - ③ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス・リスク管理体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として定めた「行動指針」を各職場に掲示し、コンプライアンス職場会議の定期的な開催並びにe-learningの活用など、各職場で周知徹底を図っております。

- ② 「コンプライアンス委員会」を年11回開催し、法令遵守の状況について確認を行い、全社的にコンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ③ 「リスク管理委員会」を年4回開催し、リスクの抽出を行ったうえで、当該リスクの対策を実施し、リスク軽減に努めております。
- ④ 内部監査室は、業務監査の一環として、各部署のコンプライアンス体制の運用状況について内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行

- ① 当事業年度において、取締役会を17回開催し、経営に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、執行役員会を年23回開催し、取締役会から委嘱された重要事項の審議並びに中期経営計画及び予算に基づく業績の達成状況の報告、評価を行っております。
- ② 取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書等の重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性の確保

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な案件については、当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営の管理を行っております。
- ② 監査役及び内部監査室は、海外子会社を含め定期的に監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

(5) 監査役の職務の執行

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い監査を行い、取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席しております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、内部監査室との連携を図り、実効性のある監査が遂行できる体制となっております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,144	2,960	12,177	△137	18,145
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△508		△508
親会社株主に帰属する当期純利益			3,282		3,282
自己株式の処分		19		30	49
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	19	2,773	30	2,823
当連結会計年度期末残高	3,144	2,980	14,951	△107	20,969

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,082	△21	1,119	366	2,546	4,682	25,374
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当					-		△508
親会社株主に帰属する当期純利益					-		3,282
自己株式の処分					-		49
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	186	△0	288	259	733	698	1,432
当連結会計年度変動額合計	186	△0	288	259	733	698	4,255
当連結会計年度期末残高	1,269	△22	1,407	625	3,280	5,381	29,630

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

彦根ゼラチン(株)、ニッタゼラチンホールディングInc.、ニッタゼラチンエヌエーInc.、
ヴァイスゼラチン,LLC、ニッタゼラチンカナダInc.、ニッタゼラチンインディアLtd.、
バムニプロテインズLtd.、上海新田明膠有限公司、ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.

(注) ニッタゼラチンホールディングInc.は、清算手続き中の会社であり、2025年8月28日
開催の取締役会で解散決議をしております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社 3社

主要な会社等の名称

ボスティック・ニッタ(株)、広東百維生物科技有限公司、広東明洋明膠有限責任公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年
度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海新田明膠有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の
作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結
決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行って
おります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した構築物については、当社及び国内連結子会社においても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権及び外貨建予定取引と輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、ゼラチン、コラーゲンペプチド、食品材料、バイオメディカルの製造及び販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

⑦ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 連結計算書類に計上した金額

連結計算書類において、繰延税金資産1,447百万円（繰延税金負債相殺前）を計上しており、このうち当社は税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産903百万円を認識しております。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定める要件に基づいて企業の分類を判断し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。当社は、2024年1月をもって生産を停止したニッタゼラチンユーエスエーInc.に対する貸付金について、前連結会計年度に債権放棄を実施したことに起因し、同債権に対する貸倒引当金繰入額が前連結会計年度に税務上損金算入されました。また当連結会計年度において、ニッタゼラチンユーエスエーInc.は清算終了し、持株会社であったニッタゼラチンホールディングInc.は、2025年8月28日開催の取締役会で解散決議をするとともに、残余財産の分配手続きを完了させました。これらに起因して、当社が同社の株式に対して計上しておりました評価損も当連結会計年度に税務上損金算入されました。これらの結果、重要な税務上の繰越欠損金が生じたものの、税務上の繰越欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を総合的に勘案し、将来の一時差異等加減算前課税所得が生じることを合理的に予測できると判断しており、利益計画及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の利益計画を基礎としており、その主要な仮定は、売上数量、売上単価及び原材料価格であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の利益計画における主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済状況の変化や関連法令の改正・公布等によって影響を受ける可能性があることから不確実性が高く、その見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は2百万円であります。

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「長期前払費用」は577百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物及び構築物	3,477百万円
機械装置及び運搬具	625百万円
土地	157百万円
投資有価証券	500百万円
計	4,761百万円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	4,077百万円
------------------------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,384百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	167百万円
------	--------

(4) 偶発債務

当社のインドの連結子会社であるニッタゼラチンインディアLtd.において、税務当局との見解の相違に基づく支払請求を含む偶発債務が総額250百万ルピー（約423百万円）発生しております。これらの請求に関して外部法律専門家の意見に基づき個別案件ごとに検討した結果、当社の見解は妥当であると判断し、不服の申立等を行っております。また当該金額には、インド関税租税審判所（CESTAT）の判決がなされたものの、2024年10月に税務当局が判決を不服として控訴した金額（181百万ルピー（約307百万円））を含んでおります。なお、現時点で損失の発生の可能性及び金額を合理的に見積ることは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 投資有価証券売却益
政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。
- (2) 子会社清算損
当社の非連結子会社である新寿サービス(株)の清算に伴うものであります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	18,373,974株	－株	－株	18,373,974株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	290百万円	16.00円	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	218百万円	12.00円	2025年9月30日	2025年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月29日開催予定の第87回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	327百万円	利益剰余金	18.00円	2026年3月31日	2026年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権及び外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や公社債投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項」に記載されている「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債務及び外貨建予定取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券のリスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（注2）参照）。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券	2,178	2,178	－
(2) 短期借入金	(－)	(－)	－
(3) 長期借入金(*2)	(5,453)	(5,413)	(△40)
(4) デリバティブ取引(*3)	(6)	(6)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金2,073百万円を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	208	2,064	1,855
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		208	2,064	1,855

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金及び 予定取引	-	-	-
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金及び 予定取引	364	-	△6

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,165

これらについては、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,073	1,628	1,064	540	147	-
合計	2,073	1,628	1,064	540	147	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券	2,178	-	-	2,178
デリバティブ取引	-	△6	-	△6
資産計	2,178	△6	-	2,171

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
短期借入金	-	-	-	-
長期借入金	-	5,413	-	5,413
負債計	-	5,413	-	5,413

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループにおいては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
製品区分別に分解した売上高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
ゼラチン	27,410
コラーゲンペプチド	7,265
食品材料	3,002
バイオメディカル	369
合計	38,048

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	8,014
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,009

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,331円42銭
(2) 1株当たり当期純利益 180円54銭

11. その他の注記

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」 (企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,326	流動負債	7,066
現金及び預金	1,599	買掛金	2,920
受取手形	341	1年内返済予定の長期借入金	2,073
電子記録債権	164	リース債務	136
売掛金	5,181	未払金	1,370
商品及び製品	5,256	未払費用	90
仕掛品	366	未払法人税等	33
原材料及び貯蔵品	2,297	未払消費税等	84
短期貸付金	0	賞与引当金	169
その他	119	その他	186
貸倒引当金	△0	固定負債	4,672
固定資産	12,002	長期借入金	3,380
有形固定資産	5,102	リース債務	285
建物	3,162	退職給付引当金	968
構築物	322	資産除去債務	38
機械装置	634		
車両運搬具	31	負 債 合 計	11,739
工具器具備品	288	純 資 産 の 部	
土地	158	株主資本	14,322
リース資産	377	資本金	3,144
建設仮勘定	127	資本剰余金	2,986
無形固定資産	36	資本準備金	2,947
ソフトウェア	34	その他資本剰余金	39
その他	1	利益剰余金	8,298
投資その他の資産	6,863	利益準備金	93
投資有価証券	2,075	その他利益剰余金	8,205
関係会社株式	2,022	別途積立金	2,700
長期貸付金	1	繰越利益剰余金	5,505
前払年金費用	666	自己株式	△107
繰延税金資産	619	評価・換算差額等	1,266
長期前払費用	1,442	その他有価証券評価差額金	1,267
その他	191	繰延ヘッジ損益	△1
貸倒引当金	△155	純 資 産 合 計	15,589
資 産 合 計	27,328	負 債 純 資 産 合 計	27,328

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		23,110
売上原価		17,346
売上総利益		5,764
販売費及び一般管理費		4,290
営業利益		1,473
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	359	
受取賃貸料	55	
業務受託料	24	
為替差益	35	
その他	40	515
営業外費用		
支払利息	65	
支払手数料	31	
その他	2	98
経常利益		1,890
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	67	
子会社整理益	55	122
特別損失		
固定資産除却損	26	
関係会社株式評価損	4	
子会社清算損	4	35
税引前当期純利益		1,977
法人税、住民税及び事業税	21	
法人税等調整額	△362	△340
当期純利益		2,318

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その 他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その 他 利 益 剰 余 金 積 立 金	繰越 利益 剰 余 金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	3,144	2,947	19	2,967	93	2,700	3,695	6,489	△137	12,463
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				-			△508	△508		△508
当 期 純 利 益				-			2,318	2,318		2,318
自己株式の処分			19	19				-	30	49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-				-		-
当期変動額合計	-	-	19	19	-	-	1,809	1,809	30	1,859
当 期 末 残 高	3,144	2,947	39	2,986	93	2,700	5,505	8,298	△107	14,322

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,081	-	1,081	13,544
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			-	△508
当 期 純 利 益			-	2,318
自己株式の処分			-	49
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	186	△1	185	185
当期変動額合計	186	△1	185	2,044
当 期 末 残 高	1,267	△1	1,266	15,589

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定)
- 市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法
- ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 製品……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)
- 商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- 建物……………定額法
- 構築物
- a. 2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法
- b. 2016年4月1日以降に取得したもの……………定額法
- その他……………定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-------|
| 建 物 | 3～50年 |
| 構築物 | 7～50年 |
| 機械装置 | 2～17年 |
| 車両運搬具 | 4～6年 |
| 工具器具備品 | 3～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
- 均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出による外貨建営業債権と原材料輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、ゼラチン、コラーゲンペプチド、食品材料、バイオメディカルの製造及び販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 計算書類に計上した金額

計算書類において、繰延税金資産を1,203百万円（繰延税金負債相殺前）計上しており、このうち税務上の繰越欠損金に対し、繰延税金資産903百万円を認識しております。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」と同様のため記載を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は2百万円であります。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期前払費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「長期前払費用」は557百万円であります。

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「資産除去債務」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「資産除去債務」は17百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	3,156百万円
構築物	321百万円
機械装置	625百万円
土地	157百万円
投資有価証券	500百万円
計	4,761百万円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	4,077百万円
------------------------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,079百万円

(3) 固定資産の取得原価から控除した国庫補助金等による圧縮記帳額

機械装置	167百万円
------	--------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	837百万円
----------	--------

② 短期金銭債務	1,171百万円
----------	----------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	2,241百万円
② 仕入高 (外注加工費含む)	5,260百万円
③ 営業取引以外の取引高	436百万円

(2) 投資有価証券売却益

政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。

(3) 子会社整理益

当社の連結子会社であるニッタゼラチンホールディングInc.の解散決議に伴う残余財産の分配であります。

(4) 関係会社株式評価損

当社の持分法適用の関連会社であるボスティック・ニッタ(株)に対する株式評価損であります。

(5) 子会社清算損

当社の非連結子会社である新寿サービス(株)の清算に伴うものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	206,188株	一株	45,300株	160,888株

(注) 自己株式の数の減少45,300株は、2025年7月17日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分19,900株、及び2026年1月22日開催の取締役会決議に基づく新田ゼラチン従業員持株会に対する第三者割当としての自己株式の処分25,400株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、子会社株式評価損及び退職給付引当金限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニッタゼラチンカナダ Inc.	20,000 千C\$	豚ゼラチンの製造	直接 100.0%	なし	製品の購入	製品等の購入 (注1)	2,491	買掛金	636
子会社	ニッタゼラチンエヌエー Inc.	130 千US\$	ゼラチン、コラーゲンペプチド等の販売	直接 100.0%	兼任 1名	当社製品の販売等	製品の販売 (注1)	1,712	売掛金	546
							製品等の購入 (注1)	130	買掛金	13
子会社	ニッタゼラチンホールディング Inc.	100 US\$	米国子会社の持株会社	直接 100.0%	なし	-	子会社整理益 (注2)	55	-	-
子会社	ニッタゼラチンインディア Ltd.	90,791 千RS	牛ゼラチン、牛オsein、牛・魚コラーゲンペプチドの製造販売	直接 43.0%	兼任 2名	製品の購入	製品等の購入 (注1)	1,672	買掛金	391
関連会社	ボスティック・ニッタ(株)	18 百万円	接着剤の製造・販売	直接 20.0%	兼任 1名	当社製品の販売、事務所の貸与、業務受託等	製品の販売 (注1)	8	売掛金	-
							受取賃借料 (注3)	53	未収入金	7
							業務受託料 (注4)	24		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 子会社整理益については、解散決議に伴う残余財産の分配であります。

(注3) 受取賃借料については、近隣相場を勘案して両社協議の上で決定しております。

(注4) 業務受託料については、業務内容を勘案して両社協議の上で決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

855円95銭

(2) 1株当たり当期純利益

127円49銭

11. その他の注記

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

新田ゼラチン株式会社
取締役会 御中

2026年5月21日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 澤 直 規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新田ゼラチン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

新田ゼラチン株式会社
取締役会 御中

2026年5月21日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 澤 直 規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新田ゼラチン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

新田ゼラチン株式会社 監査役会

常勤監査役 井 上 和 也 ㊟

社外監査役 吉 田 隆 司 ㊟

社外監査役 植 田 麻 衣 子 ㊟